

工賃（賃金）実績報告書 作成要領

1 対象事業所

令和6年度中の指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所

※法人内で対象事業所を複数運営している場合は、対象事業所ごとに工賃実績を報告してください。

※多機能型事業所の場合も、対象事業ごとに工賃実績を報告してください。

※従たる事業所を運営している事業所は、主たる事業所と従たる事業所を一体化した形で報告書を作成してください。

2 提出様式、提出期限、提出先及び提出方法

下記様式を作成のうえ、**令和7年4月30日（水）**までに電子データを下記担当あてに電子メール送信により提出願います。

なお、電子データ処理の関係上、ファックス及び郵送による提出は控えていただきますよう、御協力願います。

(1)【様式1】令和6年度工賃（賃金）実績報告書（A型・B型）

(2)【様式2】令和6年度月別実績報告書

※エクセルシートにしています。

【提出先】和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
障害福祉課 自立支援班 脇田
E-mail : e0404002@pref.wakayama.lg.jp

3 提出様式等の掲載

和歌山県障害福祉課ホームページ（以下のURL）に掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/jyusan20/kochinjisseki.html>

4 作成にあたっての留意事項

(1) 提出様式は昨年度から変更していますので、必ず今年度の様式を使用願います。

(2) 令和6年度の途中でサービス種別を変更した場合は次のとおりとします。

ア 就労継続支援A型から就労継続支援B型（またはB型からA型）に変更した場合
変更前と変更後の両方の実績報告をそれぞれ作成してください。

イ 報告対象外のサービスから就労継続支援（A型・B型）に変更した場合
変更後の実績報告のみ作成して報告してください。

ウ 就労継続支援（A型・B型）から報告対象外のサービスに変更した場合

変更前の実績報告のみ作成して報告してください。

(3) 平均工賃（賃金）算定（6年度の数值としてください）

ア 平均工賃（賃金）

「工賃支払総額」÷「開所日 1 日当たりの平均利用者数」÷開所月数（年度途中開設の事業所はその月数）で算定されます。（様式では自動入力）

※「開所日 1 日当たりの平均利用者数」は、「延べ利用者数÷年間開所日数」

これが 1 年間の数值なら 12 月で除して年間の 1 日あたり平均利用者数となります。エクセル様式 1 シートでは計算式入力されており、様式 2 にデータ入力すれば自動計算されます。

イ 工賃（賃金）の範囲は、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他の名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものです。

また、記載する工賃（賃金）は社会保険料や食事代実費等を控除する前の額となります。

(4) 提出期限までに工賃（賃金）実績が確定しない場合は、事前に連絡願います。